

第 8 7 号議案

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（平成 2 7 年ふじみ野市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 9	市長	ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱（平成 1 8 年ふじみ野市告示第 2 2 7 号）による外出のための支援に関する事務であって規則で定めるもの
4 0	市長	ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱（平成 1 8 年ふじみ野市告示第 2 3 0 号）による日中における活動の場の確保に関する事務であって規則で定めるもの
4 1	市長	ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱（平成 1 8 年ふじみ野市告示第 2 3 2 号）による創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する事務であって規則で定めるもの
4 2	市長	ふじみ野市心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱（平成 2 6 年ふじみ野市告示第 1 4 3 号）による日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 に次のように加える。

2 3	市長	ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱による外出のための支援に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
2 4	市長	ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱による日中における活動の場の確保に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
2 5	市長	ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱による創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
2 6	市長	ふじみ野市心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱による日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報

別表第 3 に次のように加える。

1 1 市長	ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱による外出のための支援に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、地方税関係情報
		都道府県知事等	生活保護に関する情報
1 2 市長	ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱による日中における活動の場の確保に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、地方税関係情報
		都道府県知事等	生活保護に関する情報
1 3 市長	ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱による創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、地方税関係情報
		都道府県知事等	生活保護に関する情報
1 4 市長	ふじみ野市心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱による日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、地方税関係情報
		都道府県知事等	生活保護に関する情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

個人番号を利用する事務等を追加するため、ふじみ野市個人番号の利用事務

等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。